

新型コロナウイルス感染症対策特集

町では、新型コロナウイルス感染症に対応した緊急対策として、給付金事業などを行っています。本紙では、南部町が独自に行う対策のほか、町民の方の生活を支援する主な事業を掲載しています。

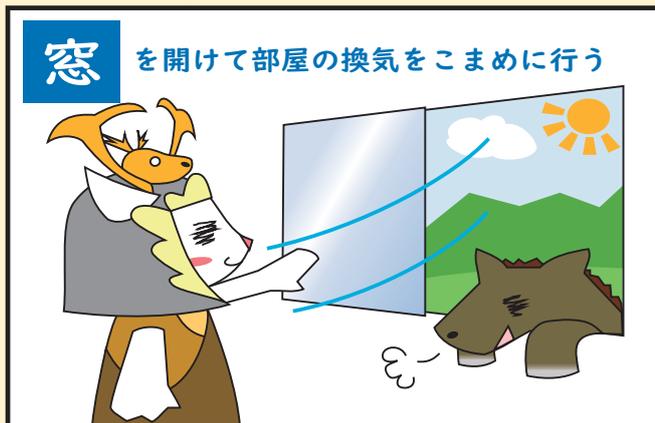
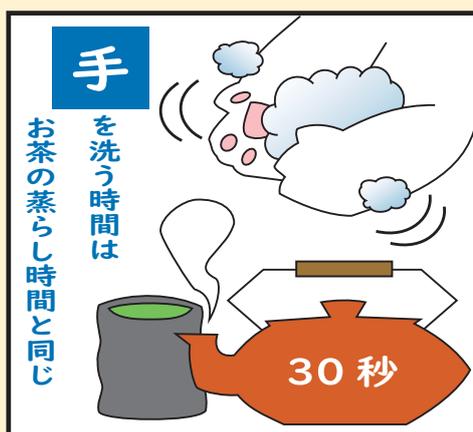
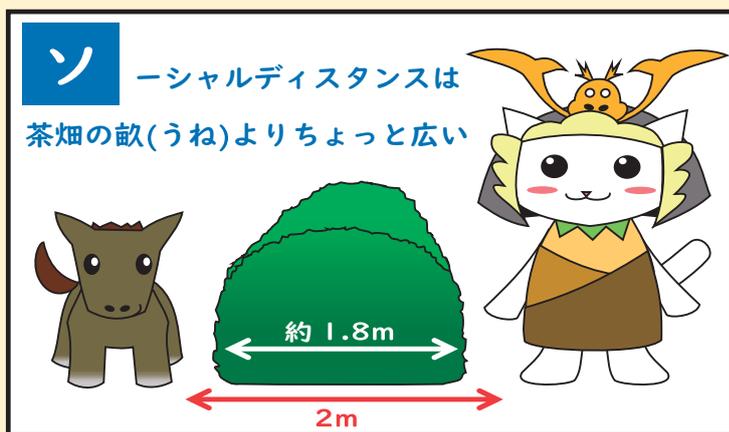
～町長メッセージ～

誰も経験したことのない新型コロナウイルス感染症は、本年1月に国内で初めて感染者が確認されて以降、感染者数は増加の一途をたどり続けました。4月には緊急事態宣言が発令され、その後一旦は感染者数が大幅に減少したものの、首都圏などの都市部では、感染再拡大第2波の状況にあります。人々の不安を増大させ、感染した方々だけでなく、その家族や近隣に暮らす方々に対する不当な差別やいじめなど、大きな社会問題も引き起こしています。

そのような中、国内外でワクチンの開発が急ピッチで進められ、年内にも実用化される可能性もあるとの報道もありますが、未知数の状況でありますので、今しばらくは新型コロナウイルスと共存していかなければならない期間が続くものと感じております。

町民の皆さまには、引き続きマスクの着用や手洗い、3密を避けることなど、新たな生活様式の徹底や感染予防と拡大防止に努めていただきますよう強くお願いします。

南部町長 佐野和広



南部町議会第3回定例会において、新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算が可決され、町では新たに次の取り組みを行います。

住民生活支援	水道料減免事業 水道環境課 ☎66-3407 感染症拡大により、町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしていることから、令和2年8月から令和3年1月までの6カ月間、水道料を減免します。 3ページ参照
	【第2弾】南部町ふるさと支援がんばろう商品券事業 . . . 産業振興課 ☎64-4838 感染症拡大による事業所や各家庭に与える影響を緩和するとともに地域の消費を下支えするため、町内事業所で利用できる商品券を町民1人あたり1万円分助成します。 3ページ参照
	なんぶ赤ちゃん応援特別給付金事業 子育て支援課 ☎64-4830 特別定額給付金の給付基準日後(令和2年4月28日)から令和3年3月31日までに出生し、出生により南部町民として住民登録された新生児のいる世帯へ、新生児1人あたり10万円を給付します。 3ページ参照
新しい生活様式	感染防止対策設備改修等支援事業 企画課 ☎66-3402 新しい生活様式で事業継続に取り組む中小企業等を支援するため、不特定多数の人が集まる来客型の店舗などにおいて、感染予防の取り組みに要した経費を助成します。 4ページ参照
	公共施設感染予防強化事業 総務課 ☎66-3401 不特定多数の人が集まる公共施設において、感染症予防のための消毒液等配備など、衛生面での対策を強化し、感染拡大リスクの低減を図ります。
	公共施設管理体制持続化事業 総務課 ☎66-3401 公共施設において感染者が発生等した際、早急かつ安全に再開ができるよう、消毒作業に必要な物品等を購入します。
	防災活動支援事業 交通防災課 ☎66-3417 避難所の衛生環境を保つため、感染防止用品などの資材等を備蓄し、感染拡大防止対策を講じます。
	修学旅行感染症対策等支援事業 学校教育課 ☎64-4842 保護者の負担軽減を図るため、修学旅行の追加費用や中止となる場合に発生する費用を助成します。
	特別教室空調設備整備事業 学校教育課 ☎64-4842 感染症対策のため、小中学校の特別教室への空調設備環境を整備します。
	教室等網戸設置整備事業 学校教育課 ☎64-4842 感染症対策のため、小学校の教室等へ網戸を設置します。
	保健室衛生管理事業 学校教育課 ☎64-4842 栄小学校の保健室へシャワールームユニットを設置し、衛生管理の徹底を図ります。
	学校給食共同調理場感染症対策整備事業 学校教育課 ☎64-4842 調理場の衛生環境を保つため、調理器具を消毒・殺菌し、保管するための保管庫を整備します。
	社会教育施設設備改修推進事業 生涯学習課(生涯学習係) ☎64-3115 活性化センターの衛生環境を保つため、トイレを洋式化し、感染リスクの低減を図ります。
	屋内運動施設等設備改修推進事業 . . . 生涯学習課(生涯スポーツ係) ☎64-4841 各体育館に網戸の設置や大型扇風機を配置するなど、衛生面での対策を強化します。
	文化施設等設備改修推進事業 生涯学習課(アルカディア文化館係) ☎62-9292 アルカディア文化館のトイレ等の改修及び図書消毒器を設置し、感染リスクの低減を図ります。
	観光振興施設整備事業 産業振興課 ☎64-4838 安心・安全で快適に観光できる環境とするため、観光案内看板及び佐野地区つり橋の整備を行います。
教育の質向上	学校感染症対策・学習保障等支援事業 学校教育課 ☎64-4842 小中学校における感染症対策の衛生用品及び教材費など、学習保障への支援を行います。
	オンライン・遠隔教育機材等整備事業 学校教育課 ☎64-4842 小中学校におけるICT教育推進用タブレットパソコンの通信環境等を整備します。
地域経済	生活支援事業(支援拡充) 企画課 ☎66-3402 事業継続のためにコロナ関連の融資を受けられた町内に本社がある法人に対し、生活支援金として10万円を給付します。 5ページ参照

新型コロナウイルス感染症対応事業

水道料金減免事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町民生活や経済活動を支援するため、水道料金を**全額減免**します。

対 象	南部町と給水契約を行っている世帯及び事業所
減 免 内 容	一般用、営業用、団体用にかかる基本料金、超過料金、メーター使用料
減 免 期 間	令和2年8月から令和3年1月までの6カ月間
手 続 き	申請等のお手続きは不要

※町ホームページでもご確認いただけます。

《お問い合わせ》 水道環境課

☎66-3407

新型コロナウイルス感染症対応事業 【第2弾】南部町ふるさと支援がんばろう商品券事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町民への消費影響の緩和、地域経済の下支えを目的に、**町民1人当たり1万円分**の「南部町ふるさと支援がんばろう商品券」を給付します。

対 象	令和2年9月16日（基準日）時点で町の住民基本台帳に登録されている方
申 請 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町で特別定額給付金（10万円）の給付を受けられた方は申請不要です。 ※ 本町で特別定額給付金を受けられた方で、令和2年9月15日までに転出・死亡された方は対象外です。 ※ 商品券は、10月以降、簡易書留等で郵送します。 ・ 本町で特別定額給付金（10万円）の対象者であった方で、特別定額給付金申請書を未提出であった方は、対象世帯宛に申請書等を郵送します。 ※ 申請書は、分庁舎 産業振興課へ直接持参または郵送で提出して下さい。 ※ 商品券は、10月以降、簡易書留等で郵送します。 ・ 転入及び出生により、令和2年4月28日から令和2年9月16日までに南部町の住民基本台帳に登録された方は、対象世帯宛に申請書等を郵送します。 ※ 申請書は、分庁舎 産業振興課へ直接持参または郵送で提出して下さい。 ※ 商品券は、10月以降、簡易書留等で郵送します。
申 請 期 間	令和2年10月1日から令和2年12月28日まで
使 用 期 間	令和2年10月1日から令和3年2月28日まで

※町ホームページでもご確認いただけます。

《お問い合わせ》 産業振興課

☎64-4838

新型コロナウイルス感染症対応事業

なんぶ赤ちゃん応援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、不安を抱えながら妊娠期を経て出生した新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減するため、なんぶ赤ちゃん応援特別給付金を支給します。

対 象	令和2年4月28日から令和3年3月31日の間に生まれ、出生により南部町民として住民登録された新生児のいる世帯
給 付 内 容	新生児1人あたり10万円
申 請 方 法	対象となる世帯へ申請書等を郵送します。 期間中に出生予定の世帯には、出生届提出の際、申請書を記載していただきます。
申 請 期 間	令和2年10月1日から令和3年4月13日まで

※町ホームページでもご確認いただけます。

《お問い合わせ》 子育て支援課

☎64-4830

新型コロナウイルス感染症対応事業 感染防止対策設備改修等支援事業補助金

町では、感染症に対して強靱な社会・経済の形成を目指すことを目的として、感染症対策に配慮した店舗づくりを行うために必要な設備投資や備品等の購入を行った事業主に対し、補助金を支給します。

【対象者】 ①～③すべての項目に該当する方

- ①令和2年4月1日以降、南部町内に事業所があり、町税等を完納している中小法人及び個人事業主
- ②申請及び交付時点において、事業を営んでいること
- ③暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと

【対象経費、補助率等】 ①及び②を満たし、感染症拡大防止対策の取り組みに要する経費

- ①事業実施期間において、感染症拡大を防止するために要する備品・消耗品類購入費等
- ②令和2年4月1日以降に着手（契約・発注）した取り組みに必要な経費で、事業実施期間に支払い行為が完了したもの

※ 同一内容で国・県・その他団体の補助金等を受けている場合、他からの補助金額を差し引いた額が対象経費です。

内容	補助対象経費	補助金額
① 備品、 消耗品類	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液、ビニール手袋、来客用や従業員用マスクなどの衛生用品の購入費用 ・テイクアウト用の容器などの消耗品の購入費用 ・飛沫感染防止フィルム、アクリル板、間仕切り（パーテーション）等の購入及び設置費用 ・空気清浄機の購入費用 ・検温計の購入及び検温システムの導入費用 ・トイレの人感センサー付き照明器具の設置費用 ・キャッシュレス決済導入のための機器導入費 ・テイクアウトに必要な設備の導入費 ・備品、消耗品類の配送費、運搬費 ・その他感染防止のために必要と認められる経費 	補助率 10 / 10 上限額 5 万円 ※申請回数：1 事業者につき 1 回限り
② 改修	<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備の設置費 ・固定式パーテーションの設置費 ・自動扉、自動水栓の設置費 ・社会的距離（ソーシャルディスタンス）を保つための床サイン施工費 ・その他感染防止のために必要と認められる経費 	補助率 10 / 10 上限額 5 0 万円 ※申請回数：1 事業者につき 1 回限り
①・②合計 補助上限額 5 5 万円 ※補助対象経費の合計額は 1 万円以上とする。		

補助対象外経費

- ・汎用性があり目的外で使用可能なもの（車両、バイク、自転車、スマートフォン、OA機器、サーバーの購入等）
- ・既存設備の劣化不良による修繕費用（感染防止対策のための費用は除く）
- ・導入済みの設備の清掃費
- ・人件費、家賃等の固定経費、損失補てん、借入に伴う支払利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食及び接待費、税務申告及び決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

【手続きの概要】

申請受付期間：令和2年10月1日（木） から 令和3年3月15日（月） まで

※事業実施期間は、令和2年4月1日 から 令和3年2月28日まで

申請書の入手：町ホームページからダウンロード又は企画課へ来庁してください。

申請方法：必要書類を添えて、企画課へ持参又は「簡易書留」や「レターパック」で郵送願います。

※来庁の場合は、土日祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

申請方法など詳しいことは、役場 企画課（☎66-3402）へお問い合わせいただくか、町ホームページ(<https://www.town.nanbu.yamanashi.jp/>)をご確認ください。

…生活支援事業とは…

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、収入が減少した法人及び個人事業主、給与所得者等への給付金事業です。

給付対象者：令和2年4月27日現在を基準日とし、基準日において南部町の住民基本台帳に登録されている方及び町内に本社がある法人とし、表に掲げる要件のいずれかに該当する方

	要件	支援（給付額） 必要書類
(1)	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受け、事業継続のために、新型コロナウイルス対策関連の融資を受けられた町内に本社がある法人 → 支援拡充</p> <p>※前年から申請日現在まで継続して事業を行っている方が対象</p>	<p>10万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資（借入れ）の申請書または貸付決定通知書等の写し ・本人確認書類の写し（運転免許証等の写し） ・振込先金融機関口座確認書類（通帳またはキャッシュカードの写し）
(2)	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受け、事業継続のために、新型コロナウイルス対策関連の融資を受けられた個人事業主</p> <p>※前年から申請日現在まで継続して事業を行っている方が対象</p>	<p>10万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資（借入れ）の申請書または貸付決定通知書等の写し ・本人確認書類の写し（運転免許証等の写し） ・振込先金融機関口座確認書類（通帳またはキャッシュカードの写し）
(3)	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、解雇・雇止めにより離職し、収入が激減したことにより生活が困難となった方</p> <p>※在職期間中、ひと月の収入が15万円以上あった方が対象（パート・アルバイト可）</p> <p>※定年及び自己都合による退職は給付対象外</p>	<p>10万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業したことを証明する書類（解雇通知、離職票など） ・本人確認書類の写し（運転免許証等の写し） ・振込先金融機関口座確認書類（通帳またはキャッシュカードの写し）
(4)	<p>令和2年1月以降、申請日まで継続して雇用されている方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、勤務先が営業自粛の措置をとったこと等により、ひと月の収入が期間内の最大時（15万円以上）に比べ、30%以上減少した方</p> <p>※副業・年金等、他の収入がある場合は、その収入を含む1か月の全ての収入を算入</p> <p>※定年及び自己都合により勤務先、勤務形態（再雇用等）が変わった方は給付対象外</p> <p>※青色申告事業専従者及び法人代表役員並びに代表役員の親族である役員等（雇用関係にない方）を除く</p>	<p>5万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月から申請日までの給与、賃金の支給明細書の写しまたは給与、賃金の支払者が発行する支払証明書、その他収入を証明する書類 ・本人確認書類の写し（運転免許証等の写し） ・振込先金融機関口座確認書類（通帳またはキャッシュカードの写し）

手続き等：申請書を記入のうえ、必要書類を添えて郵送により提出または企画課へ持参願います。

申請期間：令和3年3月31日（水）まで

※詳しくは、役場 企画課（☎66-3402）へお問い合わせください。

※南部町のホームページ（<https://www.town.nanbu.yamanashi.jp/>）でもご確認いただけます。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策一覧（個人向け）

	事業名等	事業内容（概要）	問い合わせ先
給付・助成	南部町ふるさと支援 がんばろう商品券事業 《町独自》	感染症拡大により、事業所や各家庭への影響を緩和し、地域の消費を下支えするため、町内事業所で利用できる商品券を、町民1人あたり1万円分を助成します。（※申請期間終了） 商品券使用有効期間：令和2年12月31日まで	産業振興課 商工観光係 ☎64-4838
	【第2弾】 南部町ふるさと支援 がんばろう商品券事業 《町独自》	感染症拡大により、事業所や各家庭への影響を緩和し、地域の消費を下支えするため、町内事業所で利用できる商品券を、町民1人あたり1万円分を助成します。申請が必要な方には、必要書類を郵送します。 商品券使用有効期間：令和2年10月1日から 令和3年2月28日まで	産業振興課 商工観光係 ☎64-4838
	水道料減免事業 《町独自》	感染症拡大により、町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしていることから、令和2年8月から令和3年1月までの6カ月間、水道料を減免します。	水道環境課 水道環境係 ☎66-3407
	なんぶ赤ちゃん応援特別 給付金事業 《町独自》	特別定額給付金の給付基準日後（令和2年4月28日）から令和3年3月31日までに出生し、出生により南部町民として住民登録された新生児のいる世帯へ、新生児1人あたり10万円を給付します。	子育て支援課 子育て支援係 ☎64-4830
	国民健康保険傷病手当金	国民健康保険の被保険者で、感染又はその疑いで療養し就労できなくなった給与収入の方に対し、4日目以降の就労予定日数分の日額の2/3相当額を支給します。原則、令和2年1月1日から12月31日の間の療養のため就労できない期間が対象です。	住民課 国保年金係 ☎66-3405
	後期高齢者医療傷病手当金	後期高齢者医療の被保険者で、感染又はその疑いで療養し就労できなくなった給与収入の方に対し、4日目以降の就労予定日数分の日額の2/3相当額を支給します。原則、令和2年1月1日から12月31日の間の療養のため就労できない期間が対象です。	住民課 国保年金係 ☎66-3405
	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童手当受給者（特例給付受給者を除く）を対象に、児童1人につき1万円の臨時特別給付金を支給します。（※南部町から児童手当を受給している方は6月に支給済） 公務員の方の申請期限：令和2年10月30日まで	子育て支援課 子育て支援係 ☎64-4830
	住宅確保給付金	離職・廃業・休業等により経済的に困窮し、住居を失ったあるいは失うおそれがある方を対象に、一定期間、家賃相当額を本人に代わり家主等に支払います。	社会福祉協議会 ☎64-2075
貸付	緊急小口資金	新型コロナウイルス感染症の影響で、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のため、生活費の貸付けが必要な世帯に対し貸付を行います。 貸付上限：10万円（時に必要な場合は20万円以内）	社会福祉協議会 ☎64-2075
	総合支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業などのため、生活の立て直しが必要な世帯に対し貸付けを行います。貸付上限：2人以上の世帯は月20万円以内、単身は月15万円以内	社会福祉協議会 ☎64-2075
相談	国民年金保険料の納付免除・猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合、申請により免除・猶予になる制度があります。	竜王年金事務所 ☎055-278-1104 または 住民課 国保年金係 ☎66-3405
	厚生年金保険料等の納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等を一時的に納付困難となった場合、納期限が1年間猶予され、延滞金は全額免除となります。	竜王年金事務所 ☎055-278-1104
	国民健康保険税の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等が見込まれ、一定の要件を満たす場合は、申請により国民健康保険税が減免されます。	税務課 国保税係 ☎66-3404
	介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等が見込まれ、一定の要件を満たす場合は、申請により介護保険料が減免されます。	福祉保健課 介護保険係 ☎64-4836
	後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等が見込まれ、一定の要件を満たす場合は、申請により後期高齢者医療保険料が減免されます。	住民課 国保年金係 ☎66-3405

	事業名等	事業内容（概要）	問い合わせ先
相談	生活困窮者自立相談支援事業	様々な課題を抱える生活に困窮する方に対し、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しています。	福祉保健課 福祉係 ☎64-4836
	生活保護	現に生活に困窮している方に、最低制限の保障と自立の助長を図るため、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。	福祉保健課 福祉係 ☎64-4836
手続き	郵便による証明書の請求	戸籍関係書類（戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）、身分証明書等）及び住民票の写し等を郵送請求できます。	住民課 住民係 ☎66-3405
	郵送による転出届	町外への転出届は郵送で行うことができます。	住民課 住民係 ☎66-3405

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策一覧（事業者向け）

	事業名等	事業内容（概要）	問い合わせ先
給付・助成	持続化給付金	法人や個人事業主を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同日で50%以上減少した場合、年換算した減少分を支給します。法人は最大200万円、個人事業主は最大100万円。	山梨県持続化給付金 相談専用ダイヤル ☎055-223-1321
	やまなしグリーンゾーン構想 新しい生活様式推進 設備改修等支援事業	感染症の拡大リスク低減のため、やまなしグリーンゾーン構想の認証基準に沿った設備改修等（換気設備、パーテーション、自動扉、自動水栓等）を行った飲食業及び宿泊業を営む小規模事業者に対し、補助対象経費の3/4以内（上限150万円）で支援を行います。	新しい生活様式 推進設備改修等 支援事業事務局 ☎055-236-1230
	やまなしグリーンゾーン構想 新しい生活様式推進 機器購入等支援事業	感染症に強い社会・経済を形成し、やまなしグリーンゾーン構想に基づく新しい生活様式を推進するため、機器設備（備品・消耗品等）を購入した小規模事業者や宿泊事業者等に対し、支援を行います。 小規模事業者：支援率10/10（上限30万円） 宿泊事業者：支援率3/4以内（上限300万円）	新しい生活様式 推進機器購入等 支援事業事務局 ☎055-237-6600
	水道料減免事業（再掲） 《町独自》	感染症拡大により、町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしていることから、令和2年8月から令和3年1月までの6カ月間、水道料を減免します。	水道環境課 水道環境係 ☎66-3407
	生活支援事業 《町独自》	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、収入が減少した法人及び個人事業主、給与所得者等へ生活支援金を支給します。	企画課 企画調整係 ☎66-3402
	感染防止対策設備改修等 支援事業 《町独自》	不特定多数の人が集まる来客型の店舗などにおいて、新しい生活様式で事業継続に取り組む中小企業等を支援するため、感染予防の取り組みに要した経費を助成します。（※県等から補助金等を受けている場合、補助金額を差し引いた額を対象経費とします。）	企画課 企画調整係 ☎66-3402
貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付 （国民生活事業）	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化をきたしている事業者に対し、無利子・無担保で融資を行います。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 休日☎0120-112476
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 （中小企業事業）	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に売上げの減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復しかつ発展が見込まれる事業者に対し、無利子・無担保で融資を行います。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 休日☎0120-327790
相談	町税、国税の納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、町税・国税を一時的に納付することが困難な場合、申請により納期限から1年間、納税の猶予が認められます。	国税局猶予相談センター ☎0120-948-271 税務課 ☎66-3404
	個人事業税、法人事業税などの納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合、申請により最長1年間納付が猶予され、延滞金も免除となります。	県総合県税事務所 ☎055-261-0111
	中小企業者・小規模事業者の令和3年度固定資産税（事業用家屋・償却資産）の軽減措置	新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の保有する設備等（償却資産）や事業用家屋の固定資産税課税標準額が、事業収入の減少幅に応じて、令和3年度に限り全額又は1/2軽減されます。（事業用の土地は対象外）申告期間は、令和3年2月1日までです。	税務課 資産税係 ☎66-3404

新型コロナウイルスを想定した 新しい生活様式 <南部町版>

これまでの日常と変わらない大切な事

自分を守り相手を大切に思う気持ちと行動を心がけましょう。

日常行っているご近所お知り合いへの声掛けや見守りはぜひ続けてください。

体調管理に努めましょう。—バランスのよい食事・十分な睡眠・こまめな水分補給・気分転換—

「いつもと違う」と思ったときは、かかりつけ医に電話で相談しましょう！

基礎疾患のある方は総合健診を待たずに主治医と相談してみましょう。

一人ひとりの感染対策の基本

- ① 人との間隔はできるだけ 2 m あける（最低でも 1 m）
- ② 家以外の屋内で、家族以外と会話する時はマスクを着用する。（職場での打ち合わせでも）
※屋外での農作業・運動など十分な距離（2 m以上）を確保できる場合はマスクをはずす。
- ③ 家に帰ったらまず手や顔を洗い、できるだけ早いうちに着替えて洗濯をし、シャワーを浴びる。
- ④ 手洗いは水と石鹸で 30 秒位丁寧に洗う。家も住宅用洗剤を使い拭き掃除をする。
- ⑤ 地域の感染状況に注意し、流行地域からの来訪、流行している地域への移動は控える。

日常生活での基本的な生活様式



エアコン使用中も
こまめに換気

日常生活の各場面別の生活様式 実践例

買い物



- ・1 人または少人数で
- ・空いた時間に
- ・レジでは前後をあける
- ・計画を立てて
- ・通販も利用
- ・近くの商店にて

娯楽、スポーツ等



- ・散歩は少人数で
すれ違う時は距離をとる
- ・屋内では換気と消毒
- ・こまめな水分補給と室温
調節
- ・屋外で人との間隔が十分と
れる場合はマスクをはずす

食事



- ・屋外空間で気持ちよく
- ・料理は個々に分ける
- ・対面は避ける
- ・おしゃべりは控えめに
- ・テイクアウトを利用
- ・お酌や回し飲みは避
ける。

公共交通機関の利用



- ・会話は控えめに
- ・徒歩や自転車も併用
- ・流行地域への移動や
来訪は控える
- ・時差出勤でゆったり
- ・働き方もオンライン
などを取り入れて

冠婚葬祭や親族行事



- ・風邪症状があるなら参加しない
- ・多人数での会食は避ける
- ・料理は個別に配膳
- ・茶菓子は個別包装
- ・食器・コップ・箸は使い捨てに
- ・伝承行事等はスタイルを変えて

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 0570-036-366 午前9時～午後9時（土日・祝日含む）

心のケア：精神保健福祉センター 055-254-8644 ストレスダイヤル 055-254-8700

（平日 午前8時30分～午後5時15分）

（平日 午前9時～午後4時）

お問い合わせ 役場 福祉保健課（直通電話）64-4836